

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークフーズ新座馬場店

埼玉県新座市馬場四丁目四千一番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 協定の締結について

災害時における一時的な避難場所として、駐車場等敷地の使用及び物資の提供について御協力いただきたいと考えております。今後、協定の締結について御検討願います。

(2) アイドリング・ストップについて

収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百㎡以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。

なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。

(3) 騒音と振動について

工事の施工中、その事業区域から発生する騒音及び振動で近隣住民へ迷惑を掛けることがないよう十分配慮してください。また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、工事車両の駐車中及び停車中はアイドリング・ストップを励行し、近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるよう努めてください。

(4) 不要な光の氾濫について

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起ささないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(5) 自動車走行等の騒音について

施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見される場合については、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。

(6) 室外機等の騒音について

店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

(7) 駐車場施設及び自転車置場について

本市の基準では、商業施設は延床面積三〇平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。また、延床面積一〇平方メートルごとに一台以上の自転車置場が必要です。また、必要台数を満たす必要がない場合は、算出根拠等を明示し当課と協議願います。

(8) 交通安全対策等について

通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。

開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないように必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

(9) 車両の出入りについて

車両の出入りに対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。また、出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。

(10) 朝霞県土整備事務所との協議について

事業区域に接する主要地方道保谷・志木線については、朝霞県土整備事務所と協議を行ってください。

(11) 縁石について

新座市道第四一六〇号線について、車両の出入口として使用しない部分に縁石を設置してください。

(12) 安全対策について

警察と協議を行い、必要な安全対策を行ってください。なお、今後行われる開発事前協議において、計画の安全対策を図面等に表記してください。

(13) 誘導員について

計画地が隣接している馬場四丁目の道路は、新座中学校の通学路に指定されており生徒の通行が予想されます。また計画地一帯は、新座中学校及び第一小学校の学区域であり、放課後は児童生徒が頻繁に通行することが予想されます。駐車場の出入り口には誘導員を配置できるかどうか検討してください。

二 縦覧期間

令和三年十月二十九日から令和三年十一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター